

平成28年度第1回高知県児童福祉審議会

- 1 日 時 平成28年8月31日(水) 18:00～19:30
- 2 場 所 高知県庁正庁ホール
- 3 参加者 委 員 武内委員、川崎委員、岡谷委員、山本委員、福田委員、
山崎委員、野村委員、吉田委員、森田委員、市川委員、
谷本委員、徳弘委員、大黒委員、小田切委員
- 事務局 地域福祉部 門田部長
地域福祉部 竹崎副部長
- 幹事 児童家庭課 山本課長
障害保健福祉課 梅森課長
健康対策課 清水課長
中央児童相談所 福留所長
- 書記 児童家庭課 長野課長補佐
幼保支援課 中山課長補佐

4 審議事項

(1) 委員長及び副委員長の選任について

委員長、副委員長については、引き続き川崎委員と小田切委員が就任する事務局案が提示され、同案のとおり承認された。

(2) 各部会委員等の選任について

各部会の構成委員、部会長及び副部会長並びに各委員会の構成委員、委員長及び副委員長は、改選前の体制を踏襲する事務局案(別紙)が提示され、同案のとおり承認された。(新任委員は前任委員と同じ部会及び委員会に就任)

(3) 高知県児童福祉審議会運営規程等の一部改正について

高知県児童福祉審議会、里親認定委員会、こども支援専門委員会及び児童虐待検証部会の各運営規程に、調査審議事項と利害関係を有する委員は招集しない旨を規定するとともに、こども支援専門委員会運営規程に規定する同委員会の任務に関して、児童福祉法第33条第5項の規定に基づき知事から諮問された事項の明記と一部文言修正を行う事務局案が提示され、同案のとおり承認された。

5 報告事項

(1) 児童福祉にかかる平成28年度の重点的な取組みについて

(2) 児童福祉法等の一部を改正する法律について

(3) 高知県児童福祉施設の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(4) 平成27年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について

各審議事項及び報告事項について、事務局から説明した後質疑応答を行った。

[質疑応答要旨]

1 審議事項

(1) 委員長及び副委員長の選任について

質疑応答はなかった。

(2) 各部会委員等の選任について

質疑応答はなかった。

(3) 高知県児童福祉審議会運営規程等の一部改正について

(委員)

一時保護に親の同意は必要でないことが検討されているが、その場合も子ども支援専門委員会で意見を聞かないといけないのか。

(事務局)

今年の秋に国が児童相談所運営指針を改正する予定としており、これまでは保護者の同意を得ることが基本であったが、今後は職権による保護を積極的に行っていくという考え方により、できれば同意を得るとの見直しがされると聞いている。

保護者の意に反する場合は、児童福祉法第33条第5項の規定により一時保護が2ヵ月を超えるごとに子ども支援専門委員会に意見を聞くことになっている。

2 報告事項

(1) 児童福祉にかかる平成28年度の重点的な取組について

(委員)

「厳しい環境にある子どもたちへの支援」の「子どもたちへの支援策の抜本強化」の中にある「児童養護施設等における自立相談支援体制強化」の児童養護施設退所者への自立支援資金貸付事業は、母子生活支援施設は該当するのか。

また、母子生活支援施設においても負の連鎖を断ち切るための子どもの学力向上に向けて取り組まなければならないが、県が講じる「児童養護施設等における自立相談支援体制強化」は母子生活支援施設も該当するのか。

(事務局)

児童養護施設退所者への自立支援資金貸付事業は、国の制度設計であり、児童養護施設を退所し、大学進学や就職、資格を取得する児童に限定されているため、母子生活支援施設の者は対象とならない。

自立相談支援体制の強化支援は、自立に向けた相談支援を行う職員の加配

措置であり、県の単独事業。母子生活支援施設も該当するので、積極的に活用願いたい。

(委員)

妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援は、とても大切なことであるが、将来親になる子どもたちや虐待をしない親になるための施策がなかったと思われる。

次年度から、小学生や中学生、高校生それぞれの年代の子どもたちへ命の学習等の働きかけや自分が生まれてきたことを考える取組等を入れてもらいたい。

(事務局)

健康政策部と高知県教育委員会が健康教育の推進に取り組んでおり、高校生を対象に社会に出る前の生活習慣の見直しと実践として妊娠出産について学習する機会を設けるようにしている。ご指摘も踏まえながら、検討をさせていただきたい。

(委員)

障害児に関する発達障害支援の専門人材（スーパーバイザー）を療育福祉センターで2名養成するとのことであるが、専門人材や今後の運営について教えていただきたい。

(事務局)

6月から9ヵ月間、療育福祉センターで2名の障害者施設勤務経験者が研修し、障害のある子どもたちの支援者をスーパーバイスするという役目を担ってもらうことを考えている。

また、児童発達支援や保育所等訪問事業、相談支援と組み合わせた児童発達支援センターは、県内に5か所あり、長寿県構想では平成31年末までに13か所ほど整備することを考えており、そういった施設で中心的な存在となっていた。

(委員)

飛び込み出産や妊娠を把握できない等、保健師が状況を把握できていないところで重大な事件が起きているが、状況把握する工夫があるのか。

また、高知県でどのくらいの学生が奨学金をもらっても返せれない状況であるのか、そういった家庭をどう支援するかを教えていただきたい。

(事務局)

子育て世代包括支援センターには保健師等を中心とした専門職が配置さ

れており、母子健康手帳を渡す際に専門職が問診することで精神的疾患の有無や望まない出産であるかどうかをチェックし、リスクを踏まえたうえで適切な支援へつなげていく。

また、手帳を持っていれば妊婦健診が十数回無料となっていることをアピールすることで、状況把握に努めていく。

高知県の学生の奨学金返還状況については、できる限り調査する。

(委員)

妊婦検診に行かない人もいる。保健師が把握できない家庭等もしっかりと把握できるようにしてもらいたい。

(2) 児童福祉法等の一部を改正する法律について

(委員)

児童相談所設置自治体の拡大で、県から高知市に対し働きかけはしているのか。

(事務局)

時事通信社の児童相談所設置にかかるアンケートで、高知市の意見として県が運営する児童相談所との連携体制で対応できるという意見が出ていた。県としても高知市子ども家庭支援センターとの連携の下しっかりと取り組んでまいりたい。

なお、中央児童相談所の虐待対応職員が高知市の要保護児童対策地域協議会の全ケースについて支援状況や支援内容について助言し、リスクランクの見直し等も連携して行っている。また、高知市職員が児童相談所で実務研修等を行うことも通して、虐待防止に努めている。

(3) 高知県児童福祉施設の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

質疑応答なし

(4) 平成27年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について

質疑応答なし